

2級 ポイント解説

民法（債権法）の改正（2017年5月26日成立，2020年4月1日施行）に関し，第45回ビジネス実務法務検定2級試験においては，改正後の規定の内容を直接問う問題（第6問6-1）を除き，改正前の規定に基づき解答したとき，改正後の規定に基づき解答したときとで，結論に違いの生じる出題はなされなかった。

第1問 1-1 解答 ⑤ (公式テキストP.231～P.239)

- ①：×……本人への通知または公表のいずれかをすれば足りる。
- ②：×……利用目的の変更は，変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- ③：×……個人情報取扱事業者は，原則として，あらかじめ本人の同意を得ないで，個人データを第三者に提供してはならない。
- ④：×……「今後A社の商品を購入することはない」という理由による保有個人データの消去の請求に応じる必要はない。
- ⑤：○……個人情報取扱事業者は，本人から，当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは，原則として，本人に対し，遅滞なく，当該保有個人データを開示しなければならぬ。

第1問 1-2 解答 ④ (公式テキストP.132～P.145)

- ア：×……ファイナンス・リース契約は，一般に諾成契約である。
- イ：○……一般に，ファイナンス・リース契約が，売買契約よりも先に締結される。
- ウ：×……一般に，リース物件の選定は，ユーザーとサプライヤーとの間で行われる。
- エ：×……ユーザーは，再リースにより，リース物件を継続して使用することもできる。
- オ：○……本肢に記載の通りである。

第1問 1-3 解答 ② (公式テキストP.58～P.61)

- ア：○……いわゆる集合動産も，1個の集合物として譲渡担保の目的となり得る。
- イ：×……動産譲渡担保では，引渡しも対抗要件となり得る。
- ウ：×……譲渡担保は，裁判所の手続によらずに実行することができる。
- エ：×……債権を目的とする譲渡担保設定契約を締結する場合，第三債務者が契約当事者となる必要はない。
- オ：○……本肢の場合，債権譲渡登記ファイルは，当該債権の債務者以外の第三者に対する対抗要件となる。

第1問 1-4 解答 ① (公式テキストP.322～P.330)

- ア：○……本肢に記載の通りである。
- イ：○……監査役設置会社において，取締役および監査役の全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
- ウ：×……本肢のような表見代表取締役の行為について，会社は，善意の第三者に対してその責任を負う。
- エ：×……代表取締役は，取締役の地位を喪失すれば，代表取締役の地位も喪失する。
- オ：×……取締役が第三者に対して責任を負うのは，その職務を行うについて悪意または重大な過失があった場合である。

第2問 2-1 解答 ③ (公式テキストP.132～P.145)

- ①：×……同一の発明について異なった日に2以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
- ②：×……特許権が共有されている場合、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、他人に通常実施権を許諾することができない。
- ③：○……従業者等は、契約等の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させたときは、相当の利益を受ける権利を有する。
- ④：×……通常実施権は、特許発明を独占的に実施する効力を有しない。
- ⑤：×……特許権の移転は、一般承継によるものを除き、登録しなければ、その効力を生じない。

第2問 2-2 解答 ⑤ (公式テキストP.61～P.63)

- ①：×……保証契約は、主債務者の意思に反していても、締結することができる。
- ②：×……連帯保証人は、催告の抗弁権を有しない。
- ③：×……主たる債務者の委託を受けないで保証をした者は、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において、求償権を有する。
- ④：×……連帯保証人の1人が、当該連帯保証債務の全部の履行をした場合、他の連帯保証人に対して求償することができる。
- ⑤：○……連帯保証人は、分別の利益を有しない。

第2問 2-3 解答 ⑤ (公式テキストP.17～P.18)

- ①：○……代理商は、商人であるため、その営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。
- ②：○……本肢に記載の通りである。
- ③：○……代理商は、善管注意義務を負う。
- ④：○……代理商は、競争避止義務を負う。
- ⑤：×……代理商は、取引の代理または媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない。

第2問 2-4 解答 ① (公式テキストP.162～P.163, P.186～P.195)

- ア：○……非公知性は、営業秘密の要件の1つである。
- イ：○……有用性は、営業秘密の要件の1つである。
- ウ：○……秘密管理性は、営業秘密の要件の1つである。
- エ：×……技術上の情報は、営業秘密に該当し得る。
- オ：×……営業秘密を取得した後に、その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、その取得した営業秘密を使用する行為は、不正競争に該当し得る。

第3問 3-1 解答 ② (公式テキストP.383～P.396)

- ア：○……当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。
- イ：×……本肢では、Bに擬制自白が成立し、審理が終結することがある。
- ウ：×……訴えの取下げは、口頭弁論をした後であっても、相手方の同意を得れば、行うことができる。
- エ：○……本肢に記載の通りである。
- オ：×……一定の期間内に控訴をしなければ判決が確定し、判決が確定すれば控訴はできなくなる。

第3問 3-2 解答 ④ (公式テキストP.201～P.217)

- ア：×……現金一括払いをしても、クーリング・オフの対象外とはならない。
- イ：×……本肢の売買契約は、特定商取引に該当せず、特定商取引法の適用を受けない。
- ウ：○……本肢の訪問購入では、クーリング・オフが認められる。
- エ：○……本肢の個別信用購入あっせんでは、クーリング・オフが認められる。
- オ：○……本肢の包括信用購入あっせんでは、クーリング・オフが認められない。

第3問 3-3 解答 ③
(公式テキストP.3,
3級公式テキストP.55~P.60)

- ア：○……未成年者がその法定代理人の同意を得て行った行為は、取り消すことができない。
- イ：×……制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない
- ウ：×……成年後見人が成年被後見人を代理して行った行為は、取り消すことができない。
- エ：○……被保佐人が、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をする場合には、その保佐人の同意を得なければならない。
- オ：○……本肢に記載の通りである。

第3問 3-4 解答 ③
(公式テキストP.97~P.107)

- ①：○……債務超過は、法人についてののみ破産手続開始の原因となる。
- ②：○……本肢に記載の通りである。
- ③：×……差押えが効力を失うのは、破産手続開始の決定があった場合である。
- ④：○……双方未履行の双務契約について、破産管財人が契約の解除を選択した場合、相手方は、破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しないときは、その価額について財団債権者としてその権利を行使することができる。
- ⑤：○……抵当権は、別除権に該当するため、原則として、破産手続によらないで行使することができる。

第4問 4-1 解答 ①
(公式テキストP.304~P.315)

- ①：×……株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。
- ②：○……公開会社でない株式会社は、剰余金の配当を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
- ③：○……本肢に記載の通りである。
- ④：○……責任追及等の訴えの提起を請求する権利は、単独株主権である。
- ⑤：○……本肢に記載の通りである。

第4問 4-2 解答 ④
(公式テキストP.249~P.256)

- ア：×……金融商品取引法上、損失を補てんする旨を事前に約束する行為は、禁止されている。
- イ：×……本肢の場合、会社に対しても、罰金刑が科され得る。
- ウ：○……本肢に記載の通りである。
- エ：○……本肢のようなインサイダー取引は、金融商品取引法により禁止されている。
- オ：×……公開買付けを行う場合、買付け等の価格については、政令で定めるところにより、均一の条件によらなければならない。

第4問 4-3 解答 ②
(公式テキストP.81~P.96)

- ①：×……債権者代位権は、裁判上の行使を要件としていない。
- ②：○……債権者代位権は、債務者が無資力であるときに行使することができる。
- ③：×……執行証書は、債務名義となる。
- ④：×……仮差押えに優先弁済効は認められていない。
- ⑤：×……相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってすることができ、他方当事者の承諾は必要ない。

第4問 4-4 解答 ①
(公式テキストP.372~P.374)

- ア：○……所轄労働基準監督署長は、労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。
- イ：○……本肢に記載の通りである。
- ウ：×……労働協約は、当該労働協約を締結した労働組合の構成員である労働組合員にのみ適用されるのが原則である。
- エ：×……有効期間の定めのない労働協約や3年を超える期間を定めた労働協約は、3年の有効期間の定めをした労働協約とみなされる。
- オ：×……使用者は、労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えてはならない。

第5問 5-1 解答 ⑤ (公式テキストP.416～P.421)

- ア**：×……外国裁判所の確定判決は、判決の内容および訴訟手続が日本における公序良俗に反する場合、その効力を認められない。
- イ**：×……本肢のような規定は、民事訴訟法にない。
- ウ**：○……国際裁判管轄の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面または電磁的記録でしなければ、その効力を生じない。
- エ**：○……法律行為の成立および効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。
- オ**：○……準拠法についての合意がない場合、法律行為の成立および効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。

第5問 5-2 解答 ② (公式テキストP.168～P.183)

- ア**：○……本肢に記載の通りである。
- イ**：○……公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、改善措置を講ずべきことを求めることができる。
- ウ**：×……公正取引委員会は、排除措置命令に先立って、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。
- エ**：×……公正取引委員会の審査に協力して情報を提供した事業者等に対しては、課徴金が免除または減額されることがある。
- オ**：○……排除措置命令等に係る抗告訴訟は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

第5問 5-3 解答 ① (公式テキストP.256～P.258, 3級公式テキストP.99～P.101)

- ①：○……本肢に記載の通りである。
- ②：×……貸金業法上、書面を事前交付した場合にも、契約締結時の書面の交付義務を免れることはできない。
- ③：×……利息制限法に定める利率により計算した金額を超える利息の契約は、その超過部分に

ついて無効とされる。

- ④：×……期限の利益は、放棄することができる。
- ⑤：×……分割払いの返済を一度怠ったからといって、直ちに残債務の全額につき期限の利益を当然に失うわけではない。

第5問 5-4 解答 ② (公式テキストP.147～P.149)

- ①：○……新規性は、意匠登録の要件の1つである。
- ②：×……意匠権の存続期間は、更新することができない。
- ③：○……組物全体として統一がある形状は、組物の意匠として意匠登録の対象となり得る。
- ④：○……物品の部分の形状は、部分意匠として意匠登録の対象となり得る。
- ⑤：○……意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者に対し、その侵害の停止または予防や、損害賠償を請求することができる。

第6問 6-1 解答 ② (公式テキストP.7, P.13～P.14)

- ア**：○……土地の工作物について担保責任に基づく解除ができない旨の規定は、削除された。
- イ**：×……請負人が既にした仕事の成果によって注文者が利益を受けるときは、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じた報酬を請求することができることとされた。
- ウ**：○……本肢に記載の通りである。
- エ**：○……売主の担保責任については、引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合に、買主が、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとされた。
- オ**：○……売主の担保責任の改正に伴い、検査・通知義務の対象も改正された。

第6問 6-2 解答 ⑤ (公式テキストP.67～P.71)

- ①：○……同時履行の抗弁権は、誰に対しても行使できるわけではない。
- ②：○……不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金および契約の費用を返還して、売買の解除をする

ことができる。

- ③：○……再売買予約については、本肢に記載の通りである。
- ④：○……仮登記担保権者は、一定の場合に、清算金を債務者等に支払う義務を負う。
- ⑤：×……所有権留保の目的物であることが表示されていた場合、動産の占有に過失が認められるため、当然に即時取得するとはいえない。

第6問 6-3 解答 ②
(公式テキストP.332～P.334)

- ア：○……本肢に記載の通りである。
- イ：×……監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨を定款で定めることができるのは、公開会社でない株式会社である。
- ウ：×……監査役の解任は、株主総会の権限とされている。
- エ：×……監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- オ：○……監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

第6問 6-4 解答 ④
(公式テキストP.397～P.398)

- ア：×……即時に取り調べるのであれば、証人尋問をすることもできる。
- イ：○……本肢に記載の通りである。
- ウ：×……少額訴訟の終局判決に対しては、一定の期間、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。
- エ：○……少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において審理を完了しなければならず、判決の言渡しは、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちになされる。

第7問 7-1 解答 ④
(公式テキストP.120～P.123)

- ア：×……本肢の特約のような、預金者保護法の規定に反する特約で預貯金者に不利なものは、無効とされる。
- イ：×……小切手の支払人となるのは、銀行またはこれと同視すべき信用金庫等に限られる。

- ウ：×……銀行取引停止処分がなされるのは、1度目の不渡りから6ヶ月以内に2度目の不渡りを出したときである。
- エ：○……預金通帳および預金証書を紛失しても、預金者から金融機関に対する預金の返還請求権は消滅しない。

第7問 7-2 解答 ①
(公式テキストP.48～P.54)

- ア：○……賃料債権に対しては、抵当権に基づく物上代位が認められる。
- イ：○……Dは買受人E社に賃借権を対抗することができるため、E社は、Dとの関係では新たな賃貸人となる。
- ウ：○……Fは、買受人G社に賃借権を対抗することができないが、競売手続の開始前から賃貸マンションの1室を使用しているため、G社の買受けの時から6か月を経過するまでは、賃貸マンションの1室をG社に明け渡す必要はない。
- エ：×……抵当権の実行は、裁判所の競売手続によらなければならない。
- オ：×……抵当権者は、遅延損害金については、原則として、その最後の2年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。

第7問 7-3 解答 ④
(公式テキストP.41, P.225～P.228)

- ア：×……甲の欠陥の有無にかかわらず、甲の製造業者ではなく販売業者にすぎないX社には、原則として、製造物責任法は適用されない。
- イ：×……Aの頭皮がかぶれたことにつき、甲に欠陥はなかったため、製造物責任は成立しない。
- ウ：○……製造物を業として製造、加工または輸入した者は、製造業者等に該当し、製造物責任を負う。
- エ：○……Aの頭皮のかぶれは、Aの体質に起因するものであって、甲に欠陥はなかったため、製造物責任は成立しない。
- オ：×……製造物責任法上、製造物責任の消滅時効期間が規定されている。

第7問 7-4 解答 ③ (公式テキストP.356～P.359)

- ①：×……吸収合併により、消滅会社は、清算手続を経ることなく消滅する。
- ②：×……金銭を吸収合併の対価とすることも可能である。
- ③：○……消滅株式会社は、合併に異議を述べた債権者に対し、原則として、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、または当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。
- ④：×……本肢のような、存続会社と消滅会社の資本金の額に関する規制は設けられていない。
- ⑤：×……消滅株式会社の反対株主も、消滅株式会社に対して自己の有する株式を公正な価格で買い取るよう請求することができる。

第8問 8-1 解答 ⑤ (公式テキストP.408～P.410, P.421～P.423)

- ①：○……仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。
- ②：○……本肢に記載の通りである。
- ③：○……仲裁法上、仲裁手続の公開は義務付けられていない。
- ④：○……本肢に記載の通りである。
- ⑤：×……日本国内の民事上の法的紛争について、仲裁を利用することは可能である。

第8問 8-2 解答 ① (公式テキストP.155～P.162)

- ①：×……著作者人格権は、譲渡することができない。
- ②：○……本肢に記載の通りである。
- ③：○……著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり、原則として、著作者の死後70年を経過するまでの間である。
- ④：○……共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができないが、各共有者は、正当な理由がない限り、当該合意の成立を妨げることができない。
- ⑤：○……いわゆる職務著作については、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作者とされる。

第8問 8-3 解答 ⑤ (公式テキストP.196～P.201)

- ①：○……本肢に記載の通りである。
- ②：○……事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する特約は、無効とされる。
- ③：○……事業者が勧誘の場所から消費者を退去させなかったため、消費者が困惑したことにより締結された消費者契約は、取り消すことができる。
- ④：○……事業者が消費者契約の重要事項について事実と異なることを告げたため、消費者がこれを事実であると誤認をしたことにより締結された消費者契約は、取り消すことができる。
- ⑤：×……消費者契約が取り消された場合、消費者および事業者は、互いに原状回復義務を負う。

第8問 8-4 解答 ④ (公式テキストP.107～P.114)

- ①：○……債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがある場合、債権者のほか、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。
- ②：○……本肢に記載の通りである。
- ③：○……再生計画案の決議方法として、債権者集会の期日において議決権を行使する方法のほか、書面による決議も可能である。
- ④：×……再生債権者は、債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。
- ⑤：○……再生債務者は、担保権実行中止命令制度や担保権消滅制度を利用することができる場合がある。

第9問 9-1 解答 ② (公式テキストP.335～P.339)

- ア：○……監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。
- イ：×……監査等委員は、取締役でなければならないが、本肢のような制限はない。
- ウ：○……指名委員会等設置会社とは、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く株式会社をいう。

- エ：×……すべての株式会社は、取締役を設置しなければならない。
- オ：×……監査委員は、執行役に対する差止請求権を有する。

第9問 9-2 解答 ③
(公式テキストP.290～P.294)

- ア：×……労働者の労務提供先や、その者に対し通報対象事実を通報することがその発生もしくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対しても、公益通報をすることができる。
- イ：○……本肢の行為には、業務上横領罪が成立し得る。
- ウ：×……本肢の行為には、偽計業務妨害罪や、信用毀損罪が成立し得る。
- エ：○……本肢の行為には、特別背任罪が成立し得る。
- オ：×……本肢の株主には、利益供与要求罪が成立し得る。

第8問 9-3 解答 ⑤
(公式テキストP.39～P.44,
3級公式テキストP.85～P.92,
P.155～P.160)

- ア：×……債務不履行に基づく損害賠償責任は、債務者に故意または過失が認められなければ成立しない。
- イ：×……実際には製造物を製造していなくても、製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者は、製造物責任を負うことがある。
- ウ：×……運行供用者が自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償責任を免れるには、いわゆる免責三要件すべてを証明する必要がある。
- エ：○……土地の工作物の所有者は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしても、土地工作物責任の規定に基づく損害賠償責任を免れることができない。
- オ：○……使用者責任に基づく損害賠償を行った使用者は、被用者に対する求償権を認められる。

第9問 9-4 解答 ③
(公式テキストP.335～P.339)

- ①：○……裁判所において当事者が自白した事実および顕著な事実を、証明することを要しない。
- ②：○……金銭消費貸借契約において、原告(貸主)が被告(借主)に金銭を貸し渡した事実については、原告が証明責任を負う。
- ③：×……金銭消費貸借契約において、被告(借主)が原告(貸主)に当該金銭を弁済したことについては、被告が証明責任を負う。
- ④：○……金銭消費貸借契約において、原告(貸主)が被告(借主)に交付した金銭が金銭消費貸借契約に基づいて交付されたものである事実については、原告が証明責任を負う。
- ⑤：○……民事訴訟においては、弁論主義の下、裁判所は、当事者が主張しない事実を判決の基礎とすることはできない。

第10問 10-1 解答 ③
(公式テキストP.74～P.80)

- ①：×……動産・債権譲渡特例法上、債務者に対する対抗要件は、登記事項証明書の交付または債務者の承諾である。
- ②：×……債権譲渡を債務者に対抗するには、債権譲渡の通知が確定日付のある証書により行われる必要はない。
- ③：○……債権譲渡の通知を行うのは、譲渡人でなければならない。
- ④：×……債権の二重譲渡の場合において、確定日付のある証書による通知が複数行われた場合、譲受人相互間の優劣は、当該通知が債務者に到達した日時先後によって決せられる。
- ⑤：×……本肢においては、B社が本件売掛金債権をA社に譲渡した旨の確定日付のある証書による通知がC社に到達した時点で、A社がC社および第三者に対する対抗要件を具備しており、その後のC社の承諾は無意味である。

第10問 10-2 解答 ④
(公式テキストP.296～P.304)

- ア：×……会社不成立の場合、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。……
- イ：×……募集設立の場合、発起人とならず設

立時発行株式を引き受ける者を募集して株式会社を設立することが可能である。

- ウ：○……本肢に記載の通りである。
 エ：×……定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。
 オ：○……預合いに応じた者は、発起人と同様、刑事罰の対象となる。

が異なる場合には、条例により規制を設けることができる。

第10問 10-3 解答 ③ (3級公式テキストP.78～P.92)

- ①：○……商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒んだときは、売主は、その目的物を供託し、または相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。
 ②：○……債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とされる。
 ③：×……債権者は、債務者に対し、債務の本旨に従った履行を請求することができるが、常に新品との交換を請求できるわけではない。
 ④：○……金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、原則として、法定利率によって定められる。
 ⑤：○……当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、原状回復義務を負う。

第10問 10-4 解答 ⑤ (公式テキストP.273～P.289)

- ①：○……不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、原則として、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。
 ②：○……例えば、公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設するときは、当該旅客施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させなければならないとされている。
 ③：○……大気汚染防止方法および水質汚濁防止法では、無過失損害賠償責任が定められている。
 ④：○……リサイクルについては、循環型社会形成推進基本法のほか、資源有効利用促進法などの個別リサイクル法が定められている。
 ⑤：×……地方公共団体は、法律により規制が設けられている事項について、例えば、規制目的